

富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費（生産性向上・職場環境整備等支援事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下、「規則」という。）第21条に基づき、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費（生産性向上・職場環境整備等支援事業）補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 知事は、補助事業者が行う業務の生産性を向上させ職員の処遇改善につなげるための取組に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 訪問看護ステーション 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項に基づき指定を受けた事業所をいう。

（交付の対象）

第4条 令和7年3月31日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ており、交付申請日時点で稼働している病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションを交付の対象とする。

（交付対象事業等）

第5条 交付対象事業は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に行った業務の効率化や職員の処遇改善事業とし、補助金の上限額及び支給対象となる取組については、次の表に定めるとおりとする。

施設区分	補助金の上限額	補助金の支給対象となる取組
病院・有床診療所	交付申請日時点の許可病床数×4万円 ※許可病床数が4床以	以下の取組のいずれか（複数可）を支給対象とする。 （ICT機器等の導入による業務効

	下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。	率化) タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
無床診療所	1施設×18万円	(タスクシフト/シェアによる業務効率化)
訪問看護ステーション	1施設×18万円	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア (給付金を活用した更なる賃上げ) 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象施設の要件を満たしていること
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとすること
- (4) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けないこと
- (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (6) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じること

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、知事が別途定める日までに、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費（生産性向上・職場環境整備等支援事業）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）又は、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費（生産性向上・職場環境整備等支援事業）補助金交付申請書（様式第2号）に、その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費

(生産性向上・職場環境整備等支援事業) 補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)をもって、申請者にその旨を通知する。

- 3 知事は、第1項の交付申請書(様式第2号)を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費(生産性向上・職場環境整備等支援事業) 交付決定通知書(様式第4号)をもって、申請者にその旨を通知する。
- 4 前項の補助金の交付を受けた者は、知事が別途定める日までに、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費(生産性向上・職場環境整備等支援事業) 実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の実績報告書を受理した場合においては、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費(生産性向上・職場環境整備等支援事業) 補助金の額の確定通知書(様式第6号)をもって、当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) この要綱に違反した場合
- (3) 申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合
- (4) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (5) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、規則第 19 条第 1 項ただし書の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）

第 12 条 消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告書（様式第 7 号）により知事に報告しなければならない。

- 2 前項の仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（その他）

第 13 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。